

処分庁 大阪府

処 分 の 種 類	免許取消処分
処 分 年 月 日	令和8年1月13日
商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	株式会社セレンティアコーポレーション (法人番号2120101063064)
代 表 者	代表取締役 尾坂 翔太
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第63080号 令和3年10月21日
主たる事務所の所在地	大阪市西区
処 分 等 の 理 由	宅地建物取引業法第67条第1項の規定により、令和7年11月28日付大阪府公報第1582号大阪府告示第1514号で被処分者の事務所の所在地の申し出を促したところ、30日を経過しても申し出がないため。